

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」 に係る補助事業のご案内

国は、中小企業・小規模事業者の皆さまが、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、改善計画策定等に要する費用の3分の2(上限200万円)について、経営改善支援センターを通じて負担する支援を行っております。

そこで、当協会におきましても、自ら経営改善に取り組む事業者の皆さまを支援するために、経営改善計画策定費用の一部を補助する取り組みを始めましたのでご活用ください。

補助対象となる方

平成25年12月16日以降に経営改善支援センターに「経営改善計画策定支援事業」の利用申請を行い、鹿児島県内に本店(個人の場合は住所と事業所)を有し、当協会の保証利用残高のある次のいずれかに該当する方。

- 当協会のサポートミーティング(個別支援会議)を利用する方
- 経営力強化保証制度の利用を予定している方
- その他、当協会が必要と認める方

補助金の範囲

- 経営改善計画策定に要する費用の6分の1(ただし、モニタリング費用は除く・千円未満切捨て)
- 1企業あたり30万円が上限

補助利用申請受付期間

- 平成27年3月31日まで

補助申請手続きの流れ

- 裏面に記載してあります。

お問い合わせ先

鹿児島県信用保証協会 経営支援部

〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号

TEL099-223-0274 FAX099-222-1093

補助申請手続きの流れ

支援センターへの手続き

事業利用申請

◎申請者は、認定支援機関と連名で経営改善支援センターへ「事業利用申請書」等を提出する。

保証協会への手続き

補助利用申請

◎申請者は、認定支援機関が支援センターから「利用申請受理の通知」を受理した後に、当協会へ補助利用申請を行う。

【保証協会への提出書類】

「補助利用申請書(様式1)」及び添付書類

補助利用申請承諾

◎当協会は、「補助利用申請書(様式1)」を受理後、申請が適当であると判断した時は「補助利用申請承諾通知書(様式3)」を申請者へ発送する。

経営改善計画策定

◎申請者は、認定支援機関とともに経営改善計画を策定する。

サポートミーティング実施

◎申請者は、策定した経営改善計画に基づく金融支援について、サポートミーティングにおいて金融機関・保証協会と協議する。

支援センターへの手続き

費用支払申請

◎申請者は、経営改善計画について金融機関・保証協会との合意成立後、認定支援機関と連名で支援センターへ「事業費用支払申請書」等を提出する。

保証協会への手続き

補助金交付申請

◎申請者は、認定支援機関が支援センターから「費用支払通知書」を受理した後に、当協会へ補助金交付申請を行う。

【保証協会への提出書類】

「補助金交付申請書(様式4)」及び添付書類

補助金振込

◎当協会は、「補助金交付申請書(様式4)」を受理後、申請が適当であると判断した時は、申請者名義の口座に補助金の振込を行う。